

事業主・安全運転管理者 殿

一般社団法人

山梨県安全運転管理者協議会 会長 武川 勉

関東自動車共済協同組合との団体提携について(ご案内)

事業主並びに安全運転管理者等の皆様には、平素、事業所の交通事故防止と地域の安全確保のため、多大なご尽力をいただいております。心より敬意と謝意を表します。

さて、この度、当協議会は、会員事業所の安全運転管理の充実及びその従業員の交通安全意識の向上を図るとともに当協議会への加入メリットを創出するため、営利を目的とせず、自動車事故による損害賠償金の補償・補填や示談解決の支援を通して中小企業の事業安定をバックアップしている組織である関東自動車共済協同組合と代理所委託契約を結びました。

そのため、会員の皆様は関東自動車共済協同組合との契約を10%の団体割引掛け金でご利用いただけます。また、この割引は会員事業所従業員の方も対象となります。

自動車共済制度の特徴等につきましては、裏面の「自動車共済制度 Q&A」をご覧ください。

現在の自動車保険の契約更新等の機会に、ぜひご検討いただきますようご案内申し上げます。

自動車保険料を払いすぎではありませんか？経費節減のチャンスです！

○他社からの無事故等級継承OK！

○団体割引10%を適用

○夜間・休日緊急事故受付サービス

○24時間365日安心のロードアシスタンスサービス！

※団体割引は、共済契約者及び被共済者が組合で定める条件を満たす場合のみとなります。

※お問い合わせは、当協議会事務局へ

〒400-0034 甲府市宝一丁目21-20

山梨県農業共済会館内3階

TEL 055-236-1020 FAX 055-236-1025

自動車共済制度 Q&A

Q1 自動車共済制度とは？

- A 自動車共済制度とは、経済産業局の認可を得た協同組合で運営され、中小企業者の保有する自動車の事故にかかる共済事業を行い、組合員が自動車事故を起こした場合に共済金をお支払いする制度です。
組合の事業地区内の中小企業者等で、自動車をお持ちの方はどなたでもご加入いただけます。
また、その従業員の皆様もご利用いただけます。

Q2 関東自動車共済協同組合とは？

- A 関東自動車共済協同組合は、昭和30年に設立され、現在、一都十県で活動しています。設立以来、中小企業振興の一端を担うことを基本使命とし、営利を目的とせず自動車事故による損害賠償金の保証・補填や示談解決の支援を通じて中小企業の事業安定をバックアップしている組織です。
また、関東自動車共済協同組合をはじめ、各地区(全国5ブロック)の自動車共済協同組合で全国連合会を結成しており、100%再共済制度を実施し共済加入者への補償を万全なものとすると共に、相互協力により全国を網羅するサービスマネットを構築しています。

Q3 共済の特徴は？

- A 掛け金は団体割引制度の適用により、山梨県安全運転管理者協議会全体で10台～19台の契約がある場合5%、20台以上の契約がある場合10%となります。
また、現在、損害保険会社の多くが「業務」「日常・レジャー」など、車の使用目的により保険料が異なっており、特に「業務」で使用する場合は保険料が高く設定されています。共済ではこのような使用目的による掛け金区分はなく、「業務」で使用する場合でも同じ掛け金で加入することができます。

Q4 共済と保険は何が違うの？

- A 商品的に違いはほとんどありません。保険の場合は営利事業として行っておりますが、共済は相互扶助の精神に基づいて行っている助け合いの制度です。

Q5 自動車共済のメリットとデメリットは？

- A 自動車共済の大きな特徴は、団体割引によって掛け金を低く抑えられることで、山梨県安全運転管理者協議会の会員の場合、通常の掛け金より安く加入することができます。
また、自動車共済と自動車保険を比較した場合、商品的にほとんど違いはありません。ただし、現在の自動車保険は販売形態や商品が複雑・多様化しており、同じ内容で自動車共済と比較すること自体が困難となっております。
メリットとデメリットを判断する場合は、出来るだけ同じ内容で見積りすることで比較検討することをお勧めします。

Q6 共済への加入方法は？

- A 共済への加入は対面販売となります。共済への加入を希望される方は、県安管事務局にご連絡いただければ、関東自動車共済協同組合山梨県支部から安管担当スタッフが皆様の事務所等に伺い実情等を聞きながらプランを提案し、契約内容や質問に対してわかりやすく説明します。
「保険の事はよくわからない」という事業所の担当者や従業員の皆様にも最適なプランを紹介することが可能です。

Q7 事故時の対応は？

- A 事故が起こった場合は、早急に担当者を決め、その担当者が示談交渉はもちろん、各種書類の作成など事故解決まで責任を持って対応します。
また、損害保険会社では、対人・対物の担当者が分かれている場合がありますが、同共済では、一事故一担当制ですので、事故の種類に関係なく、窓口を一本化することができます。事業所にとって、人と時間を浪費する事故処理を効率よく解決まで進めていくシステムが構築されています。